

「債務のパリ」入門

パリクラブによる対外公的債務再編の現場から



在フランス日本国大使館
参事官

栗原 毅

(目次)

1. なぜ「債務のパリ」なのか
 2. なぜパリ「クラブ」なのか
 - ・「債権者連帯の原則」による債権回収の最大化、各国納税者利益の確保
 - ・実践的・結果指向のケース・バイ・ケースのアプローチ
 - ・コンセンサスに基づく意思決定
 3. なぜ「パリ」クラブなのか
 - ・国際金融機関の長を輩出するパリクラブ議長経験者
 - ・働き者のパリクラブ事務局
 4. どのような債務再編の流れなのか
 - ・債権者間の情報交換の場である「一般概観会合」
 - ・議長を介した債務国との債務再編交渉の場である「リスク会合」
 5. どのような債務を再編するのか
 - ・債権国の公的債権&債務国の公的債務
 - ・債務国の経済発展の程度により異なる公的債務の割合
 6. どのような条件で債務を再編するのか
 - ・リスクを受ける債務国側の「身だしなみ」=「IMF コンディショナリティの原則」
 - ・IMF プログラムへのパリクラブの「資金保証」
 - ・リスク資金の債務国での有効活用の担保=債権者間の「コンパラビリティの原則」
 7. どのように債務を再編するのか
 - ・債権回収の優先順位=「カット・オフ・デイトの原則」
 - ・債務国の経済発展に応じた債務再編の条件設定
 8. どのように近年の課題に対応しているのか
 - ・重債務貧困国の債務持続性への対応=「拡大Hips イニシアティブ」の導入 (1999年)
 - ・「エビアン・アプローチ」の導入 (2003年)
- [コーヒー・ブレイク]
- ① 国際会議のホスト
 - ② 国際会議と英語ヒアリング
 - ③ 国際会議と英語 vs 仏語
 - ④ 国際会議と時差
 - ⑤ 「5メートルの距離」の重み

1 なぜ「債務のパリ」なのか

- 読者の方は、本稿のタイトルを御覧になって、パリと言え、何よりも「芸術のパリ」、「美食のパリ」、「ワインのパリ」、「ファッションのパリ」、「歴史のパリ」、「文学のパリ」、「映画のパリ」・・・という美しいイメージを思い浮かべるものなのに、なぜ「債務」というパリには全く似つかわしくない言葉をパリにかぶせるのか、まず非常に奇妙に感じら

れることであろう。(さらには、パリに対する冒瀆である(?)とまで憤られる方もいるかもしれない。)それもその通り、肝心のパリジャン、パリジェンヌに「債務のパリ」とは何かと聞いても、100人中100人、「???」という答えが返ってくるであろう。これからお話する「債務のパリ」はフランス人の中でも、極めて限られた人のみが関わっている世界である。

○ また、なぜ在フランス日本国大使館の参事官が、こうした奇妙な「債務のパリ」について寄稿するのか、これまた奇妙に感じられる方もいるであろう。

そもそも大使館は、任国において、我が国を代表し、任国と我が国との2カ国間関係（バイ関係）を、あらゆる分野にわたって担当するのが通常である。これに対し、同じ在外の政府機関でも、「代表部」と呼称される機関（例えばパリにも大使館とは別に、経済協力開発機構代表部、ユネスコ代表部の2つが存在している）は、各々当該国際機関に対して我が国を代表する組織であり、これらの国際機関に関連する分野において我が国を代表して複数国間関係（マルチ関係）を担当している。また、同じ国際機関に対する代表でも、国際通貨基金（IMF）や世界銀行などの財務省に馴染みの深い国際開発金融機関の場合には、これらの機関内に各加盟国を代表する常駐の理事が任命され、「理事室」が置かれている。

在フランス日本国大使館の他の大使館と異なった特徴は、勿論、フランスとのバイ関係も担当しているが、それに加え、債務に関する分野においてマルチ関係を担当しているところにある。具体的には、本稿の主人公であるフランス経済財政産業省で開催される「パリクラブ」という債務に関連するマルチのフォーラム（ここでは敢えて「機関」ではなく、「フォーラム」としておきたい）の「代表部」、「理事室」としての機能を果たしていることである。ここでの「債務のパリ」は、このパリクラブにまつわる物語である。（それでは、なぜ、パリクラブと呼ばれるマルチのフォーラムには、「パリクラブ代表部」や「パリクラブ理事室」がなく、大使館が担当しているのか、とのもっともな疑問を持たれる方もおられよう。この点については、後の説明に譲ることとしたい。）

○ この債務に関連するマルチのフォーラムであるパリクラブについては、昨年11月のイラク債務問題への対応、本年1月のアジア津波被災国への対応と、国際金融分野での専門的なマルチの会合としては珍しく、最近マスコミをにぎわせたので記憶の片隅にとどめられている方もいることであろう。本稿の結論を先取りして言うと、パリクラブとは、先進諸国として、対外支払能力に問題が生じた債務国向けに有する公的債権を再編（繰延べないし削減）して、債務国の債務支払いの問題の解決に貢献しながら、同時に、パリクラブ各債権者の債権回収の最大化を図り、ひいてはパリクラブ各債権国の納税者の利益を確保する場合、機能である。パリクラブは、1956年の設置以来、半世紀の間に、約80の国々と386の債務再編の合意を締結するに至っている。1983年以降でみれば、これらの合意の対象となっている債権総額は4,680億ドルとなっている。

○ こうしたパリクラブにおける債務再編の考え方や手法には、債務の繰延べや削減といった債務再編を行うという点において、債務の種類は異なるものの、我が国国内において昨今の金融技術の進歩とともに進展しつつある民間債務の再編に通ずる点がある。その一方、債権者・債務者がともに「主権国家」であるとの点において、単一の主権国家内における民間債務の再編とは異なる特徴も存在している。これらの側面についても本稿で触れてみたい。

○ パリクラブは、慣行として、2月、8月を除いた毎月、年間で10回程度、フランス経済財政産業省内の常設会議場で開催されている。一回の開催日数は数日間（運良く短ければ1日、長ければ1週間近く）である。我が国の首席代表を務める財務省国際局開発政策課長

と共に、あるいは課長不出張時には、自分自身が首席代表として、この3年間で約30回のパリクラブに出席する機会を得た。本稿では、この30回の現場経験からみたパリクラブによる対外公的債務再編の実際と、パリクラブにおいて感じたマルチ国際交渉における力学とでもいった雑感を記してみたい。

- 在フランス日本国大使館でパリクラブを担当するに当たり、中尾前財務省国際局開発政策課長（現総務課長）、古澤現開発政策課長を始め同課課員の皆さん、外務省経済協力局有償資金協力課、経済産業省貿易経済協力局貿易保険課、国際協力銀行、独立行政法人日本貿易保険の皆さんに大変お世話になった。ここで改めて厚く御礼を申し上げたい。

なお、本稿において、意見にわたる部分については、すべて筆者個人の意見の表明であり、日本政府、関係省庁の意見を何ら表明するものではないので、予めお断りしておきたい。

（補足1）以下、本稿では、パリクラブの「リスク」という言葉を何回も使用しているが、ここでは、削減を伴わない債務の「繰延べ」（＝厳密な意味の「リスク」）と債務の「削減」の双方を包含して、広義に「リスク」と呼称することとしたい。英語の場合、削減を伴わない単なる繰延べを *rescheduling*、削減を *debt reduction* と区別し得るが、*rescheduling* は、繰延べのみでなく削減を含んだ広義に使用されることもある。また、別途、*debt relief* との用語もあるが、これはニュアンスとしては、債務削減が含まれていることが多いが、広義の *rescheduling* と同義語として使用する人もいる。

（補足2）最近の債務問題、パリクラブの概要については、本誌本年1月号の「我が国のODAと国際的な援助潮流」（中尾武彦著）

の「IV. 債務問題とパリクラブの役割」でも紹介されているので、併せて参照されたい。

2 なぜパリ「クラブ」なのか

★ 「債権者連帯の原則」による債権回収の最大化、各国納税者利益の確保

- まず、パリクラブがなぜ「クラブ」と呼称されるのかについての説明から開始したい。実は、このなぜ「クラブ」なのかという説明をすると、パリクラブが債務の再編をどのような考え方にに基づき、どのような手法で行っているかについても、実はよく理解できる。

先にパリクラブをマルチの「機関」ではなく「フォーラム」であるとしたが、パリクラブは、なぜ「国際債務再編機構」とか「世界債務再編連合」というような「機構」とか「連合」と呼称されないのでしょうか。その答えは、パリクラブは、「国際条約に基づいた公式の国際機関ではない」との点に尽きる。

「パリクラブ設立条約」という国際条約は存在しておらず、したがって、パリクラブの地位は、あくまでも非公式な任意団体、主要な先進債権国の非公式な集まりにしか過ぎない。したがって、国際通貨基金（IMF）や世界銀行といった国際条約に基づく国際機関とは異なり、独自の法人格や財産、国際公務員からなる独立の組織、職員も一切持たない。

それにもかかわらず、パリクラブの会議に実際にフルメンバーとして参加している国は19か国にも上る。具体的には、G7諸国（日米加とEU内の英仏独伊4か国）、G7以外のEU8か国（旧EU15か国ベースで合計12か国が参加。ギリシャ、ルクセンブルク、ポルトガルの3か国のみ不参加）にノルウェー、スイス、ロシア、豪の4か国を加えた19か国である。これに議論の対象となる債務国により、アド・ホック・メンバーとして、韓国、ブラジルなどが参加している。

○ 日本も含めたこれらの数多くの債権国政府は、なぜ、決して愉快的話でもない債務再編の議論に、もの好きにも毎月のように参加しているのであろうか。IMF、世銀やOECDといった国として批准を行って加盟した国際条約に基づく国際機関でないのであれば、会合に参加する義務は何らないはずである。

その最大の理由は、ある債務国の対外債務支払能力に一定の問題が生じた場合、先進諸国である公的な債権国側として、一定の対応、貢献をせざるを得ないが、その対応の方策として、これらの19か国は、各債権国が連帯して、統一した条件で債務国に対応することにより、債権者の債務者に対する交渉力を増し、それを通じた債権回収の最大化、ひいては各債権国の納税者の利益の確保を図ることを企図しているのである。その債権者連帯の場所がパリクラブなのである。

○ ここで、仮にパリクラブが存在しないとして、債務国aに対し、債権国Aと債権国Bが、債権者間の連帯の場所を設けず、バラバラに対応した場合を想定してみよう。仮に、債権国Aが、債務国aの旧宗主国であったため、債務国aに相当程度の債務削減、具体的には67%との高い率での譲許的な削減を迅速に行ったとしよう。この場合、もう一方の債権国Bは、単なる債務削減なしの債務繰延べでとどめる予定であったにもかかわらず、債務国aが債権国Aの対応と同様の67%の削減を債権国Bに強く求めることとなり、単なる繰延べに止まらず、何らかの債務削減を行わざるを得ないリスクが発生する。他方、債務国bの場合には、債権国AとBの立場が入れ替わり、債権国Bがより譲許的な削減を行ったとしよう。この場合、今度は債権国Aが同様の削減を求められるリスクが逆に発生する。

このように、債権者が連帯しない場合には、

常に債務国側に最も有利な取扱いを行った債権者のデールに他の債権者が引きづられ、債権者側の債務者との交渉能力を弱めてしまうとのリスクが発生し、引いては、各債権国の納税者の利益確保を弱める恐れが生じてしまう。

○ また、他のケースとして、債権国Bが、債権国Aが債務国cと交渉を開始する前に、債務国cから保有する債権を直ちに全額回収してしまったため、債権国Aは、債務国cの支払能力が減退したことを受けて、結局、債権の50%削減に应ぜざるを得なくなったという場合を想定してみよう。この場合、債権国AとBが同額の債権を保有していたとすれば、本来、債権国A、Bともに債務国cの支払能力に応じた25%の削減を共通の努力として行うべきであったのが、結果として、債権国Aが追加で行った25%の削減に伴う資金が、債権国Bの全額の債権回収に流用されてしまったことになる。こうした債務再編に伴い浮いた資金が、他の債権者への資金返済に回ることを避けるためには、債権者として、最低限の共通の対応を行う必要がある。（後述する非パリクラブ債権者とパリクラブ債権者とのコンパラビリティ原則でも同様のことが言える。）

○ こうした債務者との交渉能力の弱体化、債務再編に伴う資金が他の債権者への返済に流用されるリスクを回避するため、主要な債権者が連帯して、債権者間で統一した債務再編の条件により債務者と交渉する場がパリクラブである。パリクラブは、19か国の公的債権者が連帯するとの一つの「機能」、そうした連帯のためとの合目的な場である。こうした場を設けていることから、パリクラブに参加する債権国には、パリクラブの場を離れて、債務国と個別にバイで抜け駆けの債務再編交

渉をしないとの「債権者連帯の原則」との自己規制が逆に課されることとなっている。

- 債務国側に立ってみても、多数に上る個々の債権国と個別に債務再編の交渉を行うよりは、主要な債権国と統一的に交渉し、統一された条件で債務再編を行った方が、債務再編交渉も相当簡便なものとなることは言うまでもなく、債務者側にとってもメリットがある。特に、通常、債務国側の行政能力が十分でない場合が多いことを踏まえればなおさらであろう。

★ 実践的・結果指向のケース・バイ・ケースのアプローチ

- こうしたパリクラブの債権者連帯の場としての合目的な機能から、パリクラブでの議論は、援助哲学を巡る理念的、観念的なものとは対極に位置しており、つまるところ、いくらの債務をどのように再編して、債務国の対外支払能力の問題解決に貢献を行うのかとの「数字」の議論が中心となっている。こうして、パリクラブは、極めて実践的、プラクティカルな議論を行う場である。それと同時に、債務国毎の個々の対外債務の状況、支払能力の状況に応じたケース・バイ・ケースの弾力的なアプローチが指向される。

また、パリクラブで適用される上記債権者連帯の原則などの諸原則も、演繹的に導かれたものではなく、債務国の対外支払能力に一定の貢献を行う中で、債権回収を最大化するとの観点から、パリクラブにおける長年の実践的な議論の過程で帰納的に積み上げられてきた慣行、ルールの集積である。

さらに、債務再編の金額と内容について、債権国側が、リスク交渉の対象国として招聘した債務国と「その場で交渉し、その場で結論を出す」会議であるので、議論の動きが早く、臨戦感覚のする会議となっている。

同時に、国内での債権再編交渉の例にも漏れず、できる限り債務返済を少なくしたい債務国とできる限り債権を回収したい債権国との交渉の場なので、事の常として時間がかかり、(折角パリに居るにもかかわらず)徹夜交渉となることもある。(「どこの債務国が一番大変だった」、あるいは「これこれの債務国とのリスク交渉では〇日徹夜した」等々の話が、パリクラブ参加者で共通の記憶として語られることがしばしばある。このため、各債権国のパリクラブ担当者は、債務国の名前を聞くと、どのような債務国であったか、頭より先に、しばしば「体が覚えている」)。

その一方で、債務再編交渉の際には、債務国から財務大臣を招聘し(同財務大臣が債務国側を代表して交渉)、債務国側のプレスの関心も高く、また、パリクラブとしても債務国を招聘した以上合意に至らないのはその信用にも関わるので、債権者・債務者の双方に、早期の合意に向けて、相当のプレッシャーがかかることにもなっている。

★ コンセンサスに基づく意思決定

- マルチのフォーラムにおける意思決定方式としては、国際条約に基づく機関、例えば、国際連合であれば加盟国毎に各々一票、IMFであれば出資比率に応じた投票権とのように、当該条約に意思決定の方式が明記されているが、国際条約もない非公式なフォーラムであるパリクラブにおいては、特段の意思決定ルールはない。このため、主権国家である債権者間の「コンセンサス」が唯一の実質的な意思決定の方式となる。

この主権国家間の「コンセンサス」というのは実は曖昧である。しかし、前述のとおり、パリクラブでの議論は、何よりもまず、債務国の支払能力への貢献額という「数字」に関わるものであり、論点は明確かつ具体的である。また、パリクラブのリスクは、こうして

あくまでも対外収支支援とのファイナンスの観点から行うこととしており、政治的な配慮を理由としたリスクを行うことはしない。この点において、パリクラブは、主権国家間で相違する政策理念や政策哲学を議論するフォーラムとは対照的であり、マルチのフォーラムの中では、迅速にコンセンサスが得られていると思われる。パリクラブの各国からの参加者には、各国とも財務省、外務省の双方が関係していることが多いが、こうした「数字」に関わるという点では、財務省の土俵であるファイナンスの議論が展開される場である。端的に言えば、財務諸表を基に企業金融、予算や公会計を基に国や地方公共団体の財政を議論するのと同様、国際収支を基に債務国の対外支払能力を議論する場がパリクラブなのである。

また、英語の表現に「建設的曖昧さ」(constructive ambiguity)という表現があるが、パリクラブでは、コンセンサス形成のために、実害がなければ、今必要な範囲で妥協して、それ以上は敢えて詰めずに曖昧なままにし、今後問題が生じた際の議論に委ねることもある。

さらに、各債権国から、毎月同じ顔ぶれが集まり、場合により、深夜に及ぶ会議でかなりの時間を共に議論して過ごすことから、互いに奇妙な「連帯意識」、まさに「クラブ意識」のようなものが醸成され、それが実質的に迅速な意思決定を促進している側面もあろう。(ちなみに、パリクラブでの各国代表者は、議長を含め、すべて個人名のファーストネームで呼び合う慣行となっており、「〇〇国代表」といった形式的な呼称は使用していない。フランス語で言うと尊称の“vous”ではなく親称の“tu”を使う。もっともこうしたファースト・ネームでの会議は、ある参加者に拠れば、元々、アメリカの文化であるとのことである。)

○ こうした主権国家間のコンセンサスということは、相互の説得と妥協の結果でもある。皆が賛成として積極的にコンセンサスができる場合もあれば、なかには賛成はしないもののコンセンサスをブロックしないとのメンバーがいて、消極的な形でコンセンサスができる場合もある。さらに、「今回は前例としない」との条件で反対しないというメンバーもあり得る。勿論、少数派の債権国には、多数派の債権国から、多数派のコンセンサスを飲むよう強いピア・プレッシャーがかかる。

○ もっとも、こうしたコンセンサス形成の過程においては、実質的には、対象である債務国への債権額の多寡（基本的に経済力を反映してG7諸国保有の債権が多い）、さらには債務問題への寄与度、国際社会における外交・安全保障面での実力、さらには民間金融やマスコミをも含めた国力の総体・国際的なステイタスといったものが、誰も口にするのではないものの、陰に陽に影響していると思われる。こうしたコンセンサス形成の過程において、抽象的な「国際社会」ではなく、なお主権国家により構成され、生きている具体的な国際社会の姿が透けて見えてくる。

○ なお、パリクラブ19か国のうち、アジア地域の国は日本のみで、日本以外では、韓国がアド・ホック・メンバーとして時折参加しているのみである。そもそも、パリクラブ19か国のうち、非欧州参加国は、実に日米加豪の4か国しかなく、参加国の観点からのみ見れば、パリクラブは「欧州内会議」的な色彩、雰囲気の色濃く持っている。「国際秩序」、「国際協調」とは耳に聞こえが良い日本語の言葉ではあるが、このように、過去の歴史を反映した「一回限りの具体的な」国際秩序しか存在しないのが現実の一面でもある。

また、パリクラブでは、以下の（表8）に示しているとおり、近年、アフリカ諸国を対象とすることが多く、パリクラブに「旧宗主

国である欧州諸国によるアフリカ諸国への債務救済を行っている場」という要素もあることは否定できないであろう。

コーヒー・ブレイク① 国際会議のホスト

○ パリクラブに出席していると、フランス経済財政産業省のパリクラブ事務局が、毎月定期的に開催され、しかも徹夜交渉をしても合意に至るとのヘビーなリスケ会合を含む会議の事務局を、長年にわたって務められているのは、単に、事務局に優秀な働き者を集めているだけではなく、それ以外にも、様々な好条件が揃っているからと

○ まず、フランス経済財政産業省内のパリクラブが行われる常設の会議場がすばらしい。同会議場は、経済財政産業省の広い敷地内の大臣棟の中庭を挟んで反対側の省内でも一等地にある2階建ての建物で、2階には数百人を収容できる大小2つの会議場が存在（そのどちらかでパリクラブが開催される）している。この会議場は、大臣の大規模な記者会見にも使用されることがある。1階には、小会議室が5つ程度存在するとともに、カフェ・カウンターがあり、パリクラブの開催期間中には、たとえ徹夜の交渉となっても、いつでも利用可能となっている。

また、会場には、随所に国際通話可能な電話機他、ファックスも常設されている。

さらに、昼食についても、経済財政産業省内の職員食堂の他、パリクラブ開催中必ず1回は幹部食堂での会食（もっとも会議

を兼ねた昼食ではある）が用意される。いずれも、前菜、メイン、チーズ、デザート、コーヒーとのフランス料理のコース形態をとり、ワインもちゃんとサーブされる。

○ 会議の設定についても、パリクラブでは、パリクラブ事務局から何日何時開始、日程はこれこれと連絡があるのみで、後は、ホテルの確保から往復の航空機の予約、さらには（深夜になっても）会場のフランス経済財政産業省とホテルの往復などのロジスティックは、すべて各債権国側の責任であり、事務局は一切関知せず、サブスタンスのみに集中している。

○ さらに広く、パリクラブの行われるパリは、世銀パリ事務所（同事務所にも常設会議場がある）も存在し、開発関係だけでも様々な会議がある上に、ファッション・ショー、見本市なども含めれば、年がら年中会議や催し物が行われている会議都市であり、総じて、国際会議向けの様々なインフラが整備されている。

また、フランス総人口の約6千万人を超える観光客が毎年フランスを訪れており、こうした世界中の人を引きつける魅力のある「花の都パリ」を有していることも、フランスの国際会議のホスト役としての隠れた力の源泉となっていよう。

3 なぜ「パリ」クラブなのか

★ 国際金融機関の長を輩出するパリクラブ議長経験者

- 次に、なぜパリクラブは「パリ」クラブと呼称されるのであろうか。これは、1956年の対アルゼンチンとの債務再編交渉の際、パリで会合が開催されたことを契機に、以後フランス経済財政産業省が議長、事務局を務め、パリで会議が開催されることが慣行となっていることに拠っている。
- このパリクラブの議長、事務局を務めることにより、フランスが収集している債務問題に関する情報量、さらには広く国際金融問題に対する情報量は相当のものがある。まず、債権国側19か国をとりまとめる過程で、これら先進諸国の債務問題を始めとして広く開発問題についての考え方、手法などを入手でき、人的つながりも形成できる。また、債務国との交渉を通じて、債務国側の第1次情報の入手、人脈形成も可能となっている。勿論、フランス自身が旧宗主国であるアフリカ15か国との間で旧フラン圏を形成していることも、こうしたパリクラブの担当を行い得る背景にある。
- こうしたパリクラブの議長、事務局を務めることが、フランスが、その国際経済的な地位は5番目前後であるにもかかわらず、国際金融分野において大きな発言権を有する源となっている。これは、パリクラブ議長経験者から、その後のIMF専務理事、欧州中央銀行、欧州復興開発銀行総裁など、国際金融機関の長を輩出していることからわかる。パリクラブ議長は、フランス経済財政産業省の次官に相当する国庫局長（現時点で正確には国庫・経済政策総局長）が通常兼任している。同局長は、エコフィン、ユーログループや

G7財務大臣会合にも事務方のヘッドとして参加しており、国際経済分野における主要なプレーヤーの一人としての役割を果たしており、この重みもパリクラブ議長には付け加わる。（(表1)パリクラブ歴代議長参照）

フランスは、こうしたパリクラブ議長、事務局との地位、ひいてはパリクラブの国際的な信用、信頼を守るためには、自国の多少の不利益も辞さない。したがって、最後に債権国間のコンセンサス作りが困難になった場合に、フランスが自らの利益を犠牲にして汗をかくことにより、他の債権国の利害が一致するに至り、債権国間のコンセンサスが成立することもある。

★ 働き者のパリクラブ事務局

- 19か国もの債権国と数多くの債務国を相手として債権データの収集などの連絡を頻繁に行いつつ、毎月のパリクラブを準備し、パリクラブ開催中は深夜に及ぶ議論を正確にフォローするとともに、深夜にも及ぶリスケ合時には債権国と債務国間の橋渡しを行うというパリクラブ事務局の作業は、物理的、精神的にも大変である。

パリクラブ「事務局」といっても、実際には、フランス経済財政産業省国庫経済政策総局の債務問題担当課が事務局機能を担っているに過ぎず、担当課長以下全体で約15名程度、債務国毎の担当をしている課長補佐は5人しかいない。霞ヶ関の役人はよく働くと言われるが、パリクラブ事務局の職員は、場合によりそれ以上によく働く。かつ、皆一様に、優秀な職員である。同課の職員は、一種の国際公共財を提供し、フランスの国威発揚に貢献するため、実にやる気に満ちている。フランス経済財政産業省内でも、パリクラブ事務局担当課の権威たるや最右翼に属する課の一つである。

(表1) パリクラブ歴代議長

年	氏名	議長後の主な略歴
1974-78	Jacques de LAROSIERE	IMF 専務理事 (1978-87) フランス銀行総裁 (1987-93) 欧州復興開発銀行総裁 (1993-98)
1978-82	J.Y. HABERER	パリバ銀行頭取 (1982-86) クレディ・リヨネ銀行頭取 (1988-93)
1982-84	Michel CAMDESSUS	フランス銀行総裁 (1984-87) IMF 専務理事 (1987-2000)
1984-85	Philippe JURGENSEN	フランス開発金庫総裁 (1989-95)
1985-93	Jean-Claude TRICHET	フランス銀行総裁 (1993-2003) 欧州中銀総裁 (2003-)
1993-97	Christian NOYER	欧州中銀副総裁 (1998-2002) フランス銀行総裁 (2003-)
1997-99	Fracis MAYER	欧州投資銀行副総裁 (1999-2002) 預託金融公庫総裁 (2002-)
1999-2000	Jean LEMIERRE	欧州復興開発銀行総裁 (2000-)
2000-	Jean-Pierre JOUYET	国際経済問題担当大使 (2004-)

なぜ他の債権国がフランス主導のパリクラブにチャレンジしないかは、この議長職、事務局機能がいかに大変かを一緒に徹夜することで、各債権国も身にしみて感じていることもあるのであろう。

4 どのような債務再編の流れなのか

★ 債権者間の情報交換の場である「一般概観会合」

○ パリクラブで特定の債務国についてリスケ会合を開催し、一定の債務再編の合意に至るまでには、一連の手順が踏まれることになる。こうした諸手順を踏む背景には、そもそもパリクラブという場を持っている各債権者の納税者利益の確保という目的がある。

○ まず、債務再編の端緒として、対象となる債務国の対外支払能力に問題が発生し、債権国への延滞が発生することが挙げられる。したがって、債務国でも、支払期限通りに債務を支払っている国は、パリクラブの議論の対象にはなり得ない。

こうした債務国の債務支払い状況についての情報を債権国間で共有するために、パリクラブでは、毎月のパリクラブが開催される毎

に1日程度、10から20程度の債務国について、債務国側を招聘することなく、債権国間のみで情報交換を行っている。これは、「一般概観会合」(Tour d'Horizon) と呼称される。パリクラブは、月によっては、以下で説明するリスケ会合は開催されず、一般概観会合のみの月も存在する。

一般概観会合においては、IMF から債務国のマクロ経済状況、IMF との関係 (IMF 4 条協議、IMF ミッションの派遣状況、IMF プログラムの進捗状況など) が紹介されるとともに、各債権国側からは、延滞の発生状況、既往のパリクラブ合意の遵守状況など債務国との関係で、債権者間の共通の関心事項についての情報交換が行われる。

○ 仮に、ある債務国に深刻な対外支払能力の問題が発生し、デフォルトが発生する事態が生じた場合、同債務国は対外支払能力を回復するために、IMF に資金支援を求めるべく、経済改革プログラムを作成し、まず、IMF との間で合意を目指すことになる。債務国がパリクラブに対してリスケを要請するにはこうした IMF プログラムの合意を前提条件としている (詳細は 6. で後述)。このため、「IMF プログラム」の検討状況、理事会上

梓の見通しも一般概観会合でIMFより報告され、同プログラムの下でパリクラブからの一定の債務再編の支援を想定している場合には、パリクラブからIMFプログラムへの「資金保証」（詳細は6.で後述）が議論されることになる。

- こうして一般概観会合において、パリクラブの各債権国は、各債務国の債務支払状況、IMFとの関係、IMFとのプログラムの進捗状況などを常時把握することが可能となっている。

★ 議長を介した債務国との債務再編交渉の場である「リスケ会合」

- IMFプログラムが理事会で承認された場合、いよいよパリクラブでのリスケ会合の準備も開始され、パリクラブ事務局から各債権国に詳細な債権額の提出（「データコール」）が求められる。同債権額を相手方債務国と突合した上で、いよいよ債務国側の財務大臣を招聘して、「リスケ会合」を持つこととなる。
- リスケ会合においては、冒頭、債務国側からの経済政策の説明に加え、求めるリスケ条件の提案があった後、債務国は一旦退席し、今度は債権国間のみで債権国案を作成する。債権国間でコンセンサスができた案を、議長のみが債務国側に提示し、債務国側と交渉を行う。仮に債務国側が合意できない点があり、再提案があった場合には、議長が同再提案を持ち帰り、再度債権国間のみで議論し、債権

国2次案を作成、これを再び議長のみが債務国に提示し、再交渉することとなる。こうした議長を仲介とした債権国案のとりまとめ、債務国への同案の提示、債務国からの再提案との往復が、最終的に債権国側と債務国側の両者がすべての点について合意に達するまで継続される。

- 合意に至った場合、合意内容が合意議事録（英仏語双方が正文）にとりまとめられ、その後、各債権国代表と債務国代表が一堂に会して署名を行い、リスケ会合が終了する。同時に、合意内容についてプレスリリースが作成、公表される。

署名された合意議事録は、あくまでも「パリクラブ債権国の各代表が、各々の政府に次のような条件でリスケを行うことを勧告する」旨を内容とするものにしか過ぎないため、各債権国は、リスケ合意後、同リスケ合意を踏まえた各債権国毎と債務者との2国間の合意を締結している。これを「バイ合意」と通称している。我が国の場合、同合意議事録を受けて、債務国と政府間交換公文（閣議決定）を取り交わして、債務国政府との間での公式合意とした上で、さらに実際に債務国に債権を保有している国際協力銀行の当初貸付契約を修正するなど所要の手続きを取ることとなっている。

- その後、債務国が、こうしたパリクラブの合意議事録、各債権国とのバイの合意を当初予定通り実施していくことにより、パリクラブとの関係で債務問題が収束することとなる。

コーヒー・ブレイク② 国際会議と英語ヒアリング

- パリクラブは、本稿で説明しているとおり、債務再編との大変技術的な側面を持つマルチの会議である。会議中には、期限到来債権、繰延金利、延滞、遅延損害金、既

リスケ債権、未リスケ債権……との日本語で聞いたとしても何のことにわかには理解しがたい債務再編に関連した専門用語と、大量の数字が英語（及び仏語）で飛

び交っている。しかも、これを一日10時間以上、へたをすると徹夜交渉をしつつ聞かざるを得ないという羽目に陥る。「ヒアリングマラソン」とかいう英語の教材があるが、それをもっと厳しくしたのが「パリクラブ・ヒアリング・マラソン」である。

- しかし、専門的であるが故に、この手の会議のヒアリングにはある種のこつがあると思われる。まず、何よりも中身をよく理解しておくことである。外国語の場合、内容がわからないと、単に音が聞こえていないのか、中身が理解できていないのか判然としなくなるが、パリクラブでの議論は、後者の中身が専門的過ぎてわからないことが多いのではないかとも思われる。日本語で全く専門外の分野のメモ取りをさせられるのと同じ状況に陥る訳である。同時に、これまでの議論の経緯・ポイントや各国のスタンスを頭に入れておくと、同じようなスタンスの発言がなされることも多く、ヒアリングもより容易となる。

また、特に当初は、関連する英語の文書をとにかく読破して「量でかせぐ」ことである。そうするうちに、英語の専門用語と言い回しが頭に入ってくる。

さらに、同じく始めのうちは、可能な限り、毎回連続して出席するよう努めることである。これで、特に非ネイティブの人の発音の癖と発言の癖がわかり、勘も冴えてくる。

- また、パリクラブのようなマルチの会議での英語による発言は、他の参加者に理解させ、メモをきちんと取ってもらい、当方の発言の趣旨を正確に理解して本国にも報告してもらう必要がある。欧州人といえども非ネイティブの人も多数参加している。

(彼らには非欧州人である日本人のアクセントは一般論としては、わかりにくいようである。それにしても、非ネイティブの欧州人同士の間で英語がよく通じているのは不思議である。)

そのこつは、「2点発言がある。第1は・・・、その理由・・・。第2は・・・、その理由・・・。」というふうに、何点発言するつもりか冒頭に明示し、各論点毎に、まず結論、次いで理由との順で説明すると理解されやすい。

- さらに、パリクラブのように英仏語間の同時通訳が入っている場合、いかに慣れているプロのパリクラブの同時通訳者でも、通訳の追いつける発言速度には、限界があるので、ゆっくり話をするよう心がけることも重要である。

- なお、コンセンサス形成に向けてマルチの枠組みで議論を進めていくパリクラブに対処するには、事前に対処方針をしっかりと頭に入れておくことが勿論重要となるが、その際、対処方針の一語一句を頭に入れるというよりは、我が国にとって重要な論点、ボトム・ラインとして守るべき点などを箇条書き的に骨太によく整理し頭に入れて会議に望んだ方が、その場での各国の発言や議論の全体の流れを踏まえながら対応できて(マルチの会議では、事前に情報収集していたとしても、時折、予想していなかった方向に議論が流れることもある)、総じて瞬発力が増し、パリクラブでの議論の内容、スピードに合わせた効果的、印象的な発言につながるといった感じがした。実際、いちいちその場で対処方針をひもといっていたのでは、議論のスピードに間に合わない惧れが多い。

5 どのような債務を再編するのか

★ 債権国の公的債権&債務国の公的債務

○ パリクラブが債務再編を行う場であるとしても、パリクラブ債権者が、対外支払いに困難を来した債務国のすべての債務を負っている訳ではなく、したがって、パリクラブ自身がこうした債務国のすべての債務の再編を行う訳ではない。それでは、債務国のどのような債務が、パリクラブにおいて再編の対象となるのであろうか。

○ まず、パリクラブ参加の債権者は政府部門である。したがって、パリクラブの債権者が再編の対象にし得るのは、債権国政府の影響が及び得る政府自身ないし政府の監督下にある公的機関の債権である。具体的には、市場条件よりも譲許的な条件で実施される ODA ローン、市場と同等の条件で行われる非 ODA ローン、公的な貿易保険債権などが該当する。我が国について具体的に言えば、国際協力銀行の実施する ODA ローン、非 ODA ローン、日本貿易保険が保有する貿易保険債権などがパリクラブでの再編対象となる債権である。

次に、債務再編の相手方は、債務国政府である。したがって、債務国のすべての債務のうち、債務国政府が責任を有している債務が対象となる。具体的には、債務国政府自身の債務（政府保証を付している債務を含む）、債務国政府の監督下にある公的企業（パリクラブでは50%以上の株式保有を基準としている）の債務である。

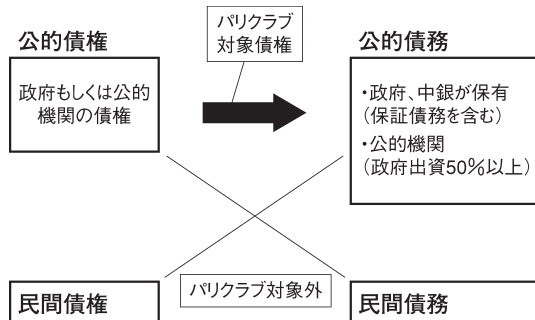
こうして、以上の2つの要件を満たす債務、一言で言えば、「債権国の公的債権かつ債務国の公的債務」である債務が、パリクラブで対象となる債務である。（（表2）参照）

○ なお、同じ債権者が「公」ではあるが、非

パリクラブの債権国の債権は当然除外して議論しているし、また、IMF や世界銀行といった国際金融機関の債権も別途議論している（これらの債権については、コンパラビリティ原則、回収順位のところで別途後述）。

- 逆に、この集合関係からいくと、以下の3つの債務は、パリクラブの対象から除外される。
 - ・公的債権であるが公的債務でなく債務国の純民間部門の追っている債務（非 ODA ローンや貿易保険では存在し得る）（公→民）。
 - ・公的債権ではなく民間部門の債権であるが、公的債務であるもの（民→公）。
 - ・公的債権でもなく、公的債務でないもの（民→民）。

（表2）パリクラブにおける対象債権のイメージ



★ 債務国の経済発展の程度により異なる公的債務の割合

- 債務国の公的債務の内容について言えば、債務国の経済発展段階により、公的債権者からの借入れの状況が異なっている。まず、最貧国の場合（例えばアフリカの Hips）には、公的債権者（パリクラブ債権国や世銀などの国際金融機関）からの公的債務が重きをなしている。経済発展が徐々に進展するにしたがって、こうした公的債権者からの借入れの比率が減少して民間金融機関の相対のローンが

増加し、さらには海外での資本市場における債券発行による借入れが行われるようになる。

このように、債務国が経済発展をしているほど、当該債務国の債務の借入先において、パリクラブ債権の占める比率が小さくなる傾向がある。このことは、パリクラブの債務問題に対する対応として、最貧国であればパリクラブのみによる対応でかなりの程度問題解決ができる一方で、経済発展が進展している

(表 3) 債務国の中長期債務の状況 (2000年末)
(単位; 10億ドル)

中長期債務	2,061.1	100%
うち 公的債務ないし公的保証債務	1,526.9	74%
うち 公的債権者	857.9	
うち マルチ債権者	345.5	
バイ債権者	512.3	
民間債権者	669.1	
民間非保証債務	534.2	26%

(出典) パリクラブホームページ (原典は2001年世銀開発金融報告書)

(表 4) アルゼンチン (中所得国) の公的部門の債務残高 (2002年末)

(単位; 10億ドル)

	金額	比率(%)
中央政府		
公的債務	36.0	23.5
マルチ	31.1	20.3
バイ	4.9	3.2
民間債務	98.4	64.4
その他	2.9	1.9
小 計	137.3	89.8
地方政府	15.6	10.2
合 計	152.9	100.0

(出典) IMF・SBA スタッフレポート (03/392) 56頁

(表 5) マダガスカル (Hipcs) の公的債務残高 (1999年末の DP 時点)

(単位; 百万ドル)

	金額	比率 (%)
マルチ公的債務	1,841.7	46.6
バイ公的債務		
パリクラブ	1,594.3	40.4
非パリクラブ	497.4	12.6
民間債務	16.7	0.4
合 計	3,950.1	100.0

(出典) IMF・拡大 Hipcs イニシアティブ完了ポイントレポート (04/406) 34頁

低中所得国においては、パリクラブ債権はその一部に過ぎず、民間債権者の対応、そのための債務国自身の対応が、債務問題への解決にとってより重要性を増すことになる。((表 3) から (表 5) を参照。この点は、最後の 8. でさらに触れる。)

6 どのような条件で債務を再編するのか

★ リスクを受ける債務国側の「身だしなみ」=「IMF コンディショナリティの原則」

○ パリクラブに出席し始めた当初、出席者の発言の中に、とにかく IMF プログラムとか IMF コンディショナリティという IMF に関する言葉が溢れていて、パリクラブではなく、IMF の会議かと思うほどであった。言い換えれば、パリクラブにおいてそれ程 IMF プログラムとのリンクが重視されている訳である。ここで言う IMF コンディショナリティとは、簡単に言うと、対外収支上の問題を解決するために必要な IMF からの融資を受けるために債務国が採るべき政策であり、具体的には、財政・金融の緊縮政策、為替の自由化に加え、価格統制や補助金制度の撤廃や国有企業の民営化などといった構造改革等が含まれていることが多い。債務国としては、これらの政策を含むプログラムを作成して IMF と合意に至れば、IMF から融資 (世界的に通用するドル、ユーロ、円などのハードカレンシーの引出し) を受け入れることができるのである。

○ このパリクラブにおける IMF プログラムの重要性については、読者が友人に金銭を貸与していた場合で、この友人が当初予定されていた支払いを待ってくれといった身近な例を考えてみるとよくわかる。債権者である読者は、この友人になんと返答するであろうか。

すぐ払えという対応もあろうが、ないものはないと言われれば、友人に金が入るまで待つしかないであろう。それでは、支払いを待つとしても、ただ友人が言うがままの支払期限の設定を待つであろうか。そうではないであろう。読者は、まず友人の毎月の給与受取日、受取額や毎月の生活費としての支出を確認し、支出として遊興費のカット、生活費の切りつめを求め、毎月の給与受取額のこれだけは借金の支払いに充てなさいという支払計画を求めるであろう。

同様に、国内においても、手元流動性やさらには資産の状況に問題が生じた企業に対して、金融機関が債務繰延べや債務削減といった一定の協力をを行う場合には、当然、相手方企業に、そうした問題に陥った理由の解明と、その再発防止策などの再編計画の作成があって、初めて何らかの協力を行うであろう。それなくして相手方企業に協力する金融機関は、株主の利益を損なっていることになるだろう。

- パリクラブでの議論も同様である。債務国の対外支払能力に問題が生じて、既往の債務を期日通りに支払えなくなった場合、債権国としても一定の協力をを行うしかないが、その際、各債権国の納税者の利益を確保するため、その後の対外支払能力の回復に必要な施策を債務国側に求めることは当然であろう。

パリクラブとしては、その際、加盟国の国際収支問題を解決するために設立された国際金融機関である IMF が、同問題解決のために債務国と合意したプログラムである IMF プログラムを支援の前提とすることが、合理的でかつ納税者利益の確保にも適うとしている訳である。言い換えれば、パリクラブが、そのリスクの前提条件として債務国に課している IMF とのプログラム合意（前述のとおり、同プログラムに含まれる IMF による資

金支援を受けるために加盟国が採るべき政策が「IMF コンディショナリティ」とは、債務国に国際収支問題を解決できるよう「身だしなみを整えよ」、「分にあった生活をせよ」ということである。パリクラブの IMF コンディショナリティとは、通常、IMF コンディショナリティを伴ういわゆる「アッパーランシュ」（＝出資額の25%超）の引出しのための政策措置を盛り込んだプログラム（具体的にはスタンド・バイ・アレンジメント（SBA）、貧困削減成長ファシリティ（PRGF））に合意することを意味している。

（注1）（表6）主な IMF ファシリティの概要参照）

（表6）主な IMF 融資制度（ファシリティ）の概要

ファシリティ名	プログラム期間	貸付金利	返済期間	備考
Stand-by Arrangement	12-18ヵ月程度	SDR 市場金利 + 手数料	2¼-4年	
Poverty Reduction and Growth Facility	3年	年0.5%	5½-10年	PRSP (注) 作成が前提

（注1）パリクラブリスケの前提となる主な IMF ファシリティの2つのみを掲げた。

（注2）借入国側が作成する貧困削減戦略ペーパー（Poverty Reduction Strategy Papers）

（出典）IMF ホームページ

- また、これらのプログラムの IMF と債務国との合意、及びその際の IMF による債務国の対外支払能力の分析に拠って、パリクラブ債権国としても、パリクラブとしての何らかの債務面での支援が必要か否か、支援をする場合にはどの程度の支援が必要かを判断する材料が初めて得られることとなる。実際のリスク会合において使用される債務国の対外支払能力の計数、対外支払能力の不足額についても、パリクラブとしても IMF の計数を原則として使用することとしている。（パリクラブとして、より正確に把握できるパリクラブ債権者の債権額については、パリクラブ自身で収集した計数が使用される。）

- IMF プログラムの期間は、1年から3年

程度であり、このため、パリクラブのリスク対象の期間 (consolidation period) も、IMF プログラムに見合った期間が設定される。IMF プログラムが1年を超える場合には、パリクラブ合意も、IMF プログラムに併せて段階的に効力を発揮することとし、IMF プログラムの理事会におけるプログラムの進捗状況のレビューにおいて、IMF コンディショナリティが遵守されていること (=いわゆる「オントラック」であること) が了承されることが、パリクラブのリスク合意の段階的な発効の条件としている。

このように、パリクラブ合意の実施面においても、IMF コンディショナリティとのリンクを行い、債務国が IMF プログラムをきちんと遵守すれば、パリクラブリスクが供与されることとして、債権国の協力 (ひいては債権国の納税者の協力) が債務国の対外支払能力の改善にきちんと使われることを担保している。

- こうした IMF プログラムは、パリクラブリスクのあくまでも必要条件であり、十分条件ではない。言い換えれば、IMF プログラムの合意があっても、パリクラブ債権国に対する債務支払能力に問題はなく、従来通り支払っている場合もある。(現に、1990年代後半のアジア通貨危機を経験した諸国は、IMF プログラムは求めたものの、パリクラブリスクは、インドネシアを除いて、韓国、タイでは求めている。)
- なお、IMF プログラムそのものの内容の妥当性を議論するのは IMF 出資国の代表が集まった IMF 理事会の役割である。パリクラブは、リスクを行うに当たり、IMF プログラムの合意を前提条件として課しているものの、IMF プログラムの是非そのものの議論を行う場ではない。

- また、パリクラブでの合意は、主権国家である債務国と主権国家である債権国間の合意である。19世紀には、債務の支払いを求めて戦争を仕掛けたこともあったが (例えば1861年の英西仏のメキシコ出兵は、メキシコの対外債務支払いの停止宣言を一つの契機として債権国である英仏西が出兵した)、現在のパリクラブは、勿論、あくまでも現存する債務国政府を交渉相手として債務再編を行う。例えば、産業再生機構による事業再生計画においては、一般的に金融機関等の債権放棄や減資等の事態を惹起した責任ある経営陣の退任が求められるのに対し、パリクラブのリスク、さらには IMF プログラムにおいては、リスクなどに至った責任を追及して、リスクを契機に債務国の指導者の交代までを求めることは念頭がない。各国の指導者は、各国国民が選任するとの民主主義の理念もある。

★ IMF プログラムへのパリクラブの「資金保証」

- IMF プログラムにおいて、プログラム対象期間の対外資金収支のギャップを埋め、対外支払能力を回復する上で、IMF からの融資のみではギャップが埋まらない場合には、IMF 以外の債権者に一定の債務のリスクを行ってもらって、この対外資金収支不足を埋めざるを得ないこととなる。このような場合、IMF プログラムにおいて、あらかじめパリクラブとして一定のリスク措置を実施する前提が含まれることがある。(もちろん、パリクラブリスクを想定しない IMF プログラムもある。)
- このパリクラブの一定の措置についてパリクラブが実施することの同意について、同 IMF プログラムが理事会に諮られる前に、IMF 事務方がパリクラブ債権者に求め、これにパリクラブ債権者が同意することを、パ

リクラブのIMFプログラムに対する「資金保証」(financing assurance)と呼称している。この資金保証は、IMFスタッフがIMFプログラム案を理事会に諮る際に、プログラム対象の債務国からIMFへの支払いが他の債権に先立ち、優先的にすべて返済されるとのIMFへの優先返済権をパリクラブから認めてもらうとの趣旨である。

- IMFプログラムは、IMFへの返済は他の債権者に先立って、全額行われる前提で作成される。仮に、パリクラブの資金保証がなければ、IMFの優先返済権の保証がなく、IMF理事会でプログラム案の上梓が行い得ないこととなる。こうしたIMFへの全額返済との条件、ルールは、延滞がある債務国へIMFが融資を行う場合の条件として、IMF理事会がIMFスタッフに対して求めているIMFプログラム承認に当たっての条件、ルールである。こうしたIMFの優先返済権は、限られた資源の中で、IMFが、対外収支問題を抱えた様々な国々に対し、継続的に支援を行うことを保証するものとなっている。(こうした限られた資金を回転させて有効活用するとの「回転資金」の発想は、例えば、日本育英会(現日本学生支援機構)の奨学金にも見受けられる。)(注2)

- パリクラブが、自らの債権よりも、IMF融資に優先返済権を認める理由は、債務国に対外収支上の問題が発生した場合、同問題への対応をまず行うのがIMFであるからである。(IMF融資は、企業の民事再生におけるいわゆる「DIPファイナンス」(民事再生手続に入った企業の事業価値保全のための融資であり、米では米連邦倒産法により、他の債権に優先されている)のイメージに近い。)

- このようにパリクラブがリスクの前提条件

として、IMFプログラムを債務国に課しているということは、いわゆる「IMFの触媒効果」(IMFプログラム合意が端緒となって、パリクラブのリスクが享受でき、また民間資金などのその後の流入が可能となること)の一つである。IMFプログラム合意は、それによりパリクラブのリスクが可能となるとともに、その後の公的支援の再開への道を開き、パリクラブ以外の他の債権者の債務再編もパリクラブと同様の条件で実施されることとなり(後述の債権者間のコンパラビリティ原則に拠る)、実質的に債務国の債務問題の解決に大きな第一歩となっている。言い換えると、IMFプログラムにおいて、債務国はしばしば難しい改革課題を負うことがあるものの、それに勇気をもって立ち向かい、成功させることで、IMFからの資金引き出しにとどまらず、パリクラブリスクやさらには民間資金の流入が期待できるとのメリットも得られる訳である。

このようにIMFの機能は、1980年代はじめの債務問題発生時から、先進国の国際収支問題を解決する機関から、加盟国の債務問題を担当する機関へ実質的に変容してきている。

★ リスク資金の債務国での有効活用の担保＝債権者間の「コンパラビリティの原則」

- パリクラブが債務のリスクを行う条件として、IMFコンディショナリティの原則と並ぶもう一つの柱となる原則が、債権者間の「コンパラビリティの原則」である。

ここで、ある債務国dについてIMFプログラムの合意が行われたことを受けて、同債務国に対し全体の50%の債務を保有するパリクラブが50%の債務削減に相当するリスクを行い、残りの50%の返済を受ける一方で、残りの50%の債権を保有するパリクラブ以外の債権者達が、いずれも、パリクラブより、有

利な20%に相当する削減しか行わず、残りの80%の返済を受けたと想定してみよう。

この場合、債務国dの対外支払能力は、全体としては、35%の削減（ $= (50\% + 20\%) \div 2$ ）を行えば回復したはずであるが、パリクラブ債権者が50%の削減を行ったため、非パリクラブ債権者は結果として20%の削減で済んだ、言い換えれば、パリクラブ債権者の35%を上回る追加的な15%の削減により浮いた資金は、債務国の対外債務問題の解決に資したのではなく、非パリクラブ債権者への15%分の返済（本来は35%であるはずの削減について20%削減にとどめたことによる差額の15%分）に充てられたことになる。この問題は、当初から、パリクラブ債権者が、債務国dの支払能力の問題を解決するに十分な35%の削減を行うと同時に、非パリクラブ債権者がパリクラブと同等の35%の削減を行うことを担保することで解決される。

言い換えれば、パリクラブのコンパラビリティ原則とは、リスクによる資金が、所期の目的である債務国の対外支払能力問題の解決に使用されることの担保であり、各債権国の納税者への説明責任を果たすとの意味がある。

- この債権者のコンパラビリティ原則は、パリクラブと債務国とのリスク合意に際して、債務国が、非パリクラブ債権者（非パリクラ

ブの公的債権者、民間銀行や債券保有者などの民間債権者）とは、パリクラブと同じ程度に有利な条件でしかリスクの合意をしないと義務を負うことにより、債務国が責任をもって実施することとなっている。仮に、債務国がこのコンパラビリティ原則を充足しない場合には、パリクラブ側としては、パリクラブ合意を停止することも可能な合意となっている。（いわゆるコンパラビリティ条項が合意議事録に挿入されている。）

なお、IMFにとっても、このパリクラブのコンパラビリティ原則を通じて、結果として、非パリクラブ債権者からも、間接的にIMFへの優先返済権を認めてもらうとの効果が生じている。

- 実際のコンパラビリティの判定は、償還期間が、通常、長期かつ元本均等返済であるパリクラブ債権と、償還期間が短期であったり、満期一括型の債券の場合もあったりする民間債権とは、その債権の構造が異なるので、パリクラブにおいては、①債務支払いとのキャッシュ・フローへの貢献度、②債権の現在割引価値における貢献度、③債務再編による債権のマチュリティの長期化の程度、の3点を総合的に判断してコンパラブルと評価できるか否か判定することとしている。

コービー・ブレイク③ 国際会議と英語 vs 仏語

- 既に深夜に入ったある日のパリクラブで、前の発言者の英語の発言に引きずられ、つい英語で発言を始めたフランス代表団の一人の肩を、その横から別のフランス人がつつき、英語で発言を始めた本人はふと自分が英語で話しているのに気づいて、すぐ仏語に切り替えたという出来事を目撃した。また、これもある日のパリクラブで、英仏語間の同時通訳機器が故障し

て、仏語から英語への通訳が行われなくなった際に、フランス代表団の一人が「ぼそぼそ」と発言したかと思うとそれまでの仏語に代えて、おもむろに英語で話しを始めた。この「ぼそぼそ」は、筆者が聞き取れた範囲では、「同時通訳機器が壊れてここでは仏語が通じないので。」と実は言っていたようだった。

こうしたエピソードを紹介すると直ちに、

「またフランス語の維持のために片意地を張っているのか」とフランス中華思想と皮肉られるかもしれないが、実は、当の国家公務員であるフランス人には、やむを得ない事情がある。すなわち、彼らは立法院の定めた法律とそれを受けた通達により、そうせざるを得ないのである。

まず、1994年に成立した通称「トゥーボン法」（正確には「フランス語の使用に関する1994年8月4日付第94-665号法律」。「トゥーボン」とは同法を提案した法相の名前。）第6条において、「フランスにおいてフランス籍の自然人ないし法人が参加する会議へのすべての参加者はフランス語で発言する権利を有する。」とされ、さらにフランスの公的部門が国際会議を開催するに当たっては、仏語の通訳を準備しなければならないこととされている。

次いで、同条を受けた首相通達（「公務員による仏語の使用に関する1994年4月12日付首相通達」）第5項により、「外国人・機関との関係において、貴大臣の指揮下にある公務員は、国際関係における仏語の使用に関する規則を厳密に遵守しなければならない。」とされ、その詳細は、外務大臣・文化大臣通達で規定するとされ、これを受けた本外務大臣・文化大臣通達（「国際関係における仏語の使用に関する1994年11月30日付通達」）において、「公務員は、仏在住の相手方外国人とは仏語でしか意思表示しない。一時通過する外国人とは、各々の言語を使用し、必要があれば通訳を使用する。（中略）仏で開催される会議においては、希望する参加者には仏語が使用できるようにしなければならない。公務員の発言は仏語で行われ、必要があれば通訳を伴う。（以下略）」とされている。

ちなみに、パリクラブでは、非公式な組織なので、正式にいわゆる「公用語」とい

うものは指定されておらず、各債権国は英語ないし仏語のどちらを使ってもよいこととされている。英仏語間は、徹夜での交渉となっても、同時通訳の使用が可能となっている。

- 日本語のみが公用語で、日本語に近い他の外国語が存在しない日本の目から見ると、国際会議というと英語主流という印象が強い。他方、パリクラブの中には、自国内にも複数の公用語を抱えている国（例えばベルギー、スイス）や、他国と同じ言葉を共有している国（ドイツ、オーストリア、スイスのドイツ語、デンマーク、ノルウェーなどの北欧語など）、同じラテン系で極めて近接している言語（フランス語とイタリア語）があることなどから、パリクラブの代表でも英語と自国語に加え、3つ目以上の言語を話す人が少なからず存在している。パリクラブのコーヒープレイクでは、英語以外の様々な言葉が飛び交っている。英語は世界的に通じる言語との一つの手段として話をするものの、別の言葉も使用している。2004年5月からEUが25か国に拡大したが、書類をすべての言語へ翻訳する必要から意思決定により時間がかかるようになったという話もある。これを「時間の無駄」とビジネスライクに捉らえるか、それとも文化観、さらには世界観の問題で重要と捉らえるかは個々人の感受性の問題と思うが、少なくとも欧州大陸には、英語による世界観とは、別の世界観が多々存在しているように感じる人が多い。

こうした多言語は、欧州首脳レベルにも現れ、フランスのニュースでは、ブレア英首相、バロツソ EU 委員長（前ポルトガル首相）が仏語を話している姿が映ることもある。また、1970年代までは第1外国語が仏語であった伊のベルルスコーニ首相も仏

語を話す。もっと過去にさかのぼれば、アデナウアー、シュミット両西独首相は、仏語に堪能で、ドゴール、ジスカール・デスタン大統領とは、仏語で話していたと聞く。欧州から離れても、過日、亡くなったアラファト議長は、CNN には英語で登場し、フランスマスコミのインタビューにはフランス語で登場していた。

パリクラブ参加者の中にも、こちらを向

いて英語、横を向いて仏語、後ろを向いてドイツ語で話をしている人がいるのを目の当たりにすると、欧州諸国間の物理的のみならず「心理的な」近さを感じさせられる。それとともに、我々も「日本語」での世界観を大事にしないといけないとつくづく感じ、また、一度「ここでは日本語が通じないから英語で話すしかない」と国際会議で発言してみたいものである。

7 どのように債務を再編するのか

★ 債権回収の優先順位＝「カット・オフ・デイトの原則」

(パリクラブ債権と非パリクラブ債権)

- 前述のとおり、パリクラブの対象債権は、債権国の公的債権でかつ債務国の公的債権である。

この中で、具体的に債務再編を行うに当たって、まず、パリクラブ債権と非パリクラブ債権との間の債権回収の優先順位が問題となる。非パリクラブ債権のうち、まず、IMF、世銀といった国際金融機関の債権は、パリクラブ債権に優先し、全額返済が行われるとの前提に立ってリスクを行っている。これは、債務国の対外収支問題が発生した際には、まず、IMF、世銀などの国際金融機関からの支援が行われるとの考え方に立ち、これらの機関の債権の優先弁済権をパリクラブとして認めているのである。(国際金融機関の“preferred creditor status”と呼ばれる。ただし、後述の拡大 Hipcs イニシアティブにおいては、例外的に国際金融機関も他の債権国と同様の債務削減の努力を行っている。)

こうした国際金融機関の債権を別とすれば、パリクラブ債権と非パリクラブ債権との間の優先順位はなく、前述の債権者間のコンパリティ原則に則って、パリクラブ債権と非

パリクラブ債権は同列に扱われることとなっている。(もっとも、通常、パリクラブが先に債務国と合意に達するので、非パリクラブ債権者は事後的にパリクラブ債権と同様の扱いを行うことになる。)

- パリクラブ債権の中には、様々な種類の債権が存在している。その中での債権回収の優先順位の考え方は、大きく、

- ・ 債務国への新規の公的資金の流入を阻害しない。
- ・ 債務国にとり、より譲許性の低い債務から対象とする。
- ・ 債務国の真摯な支払いに対するモラルハザードを防止する。

との考え方に沿っており、具体的には、以下のように整理し得る。もっとも、実際には、債務国毎に、その対外収支上の債務支払能力や、各債権国の債権分類毎の債権保有状況を見つつ、ケース・バイ・ケースで実践的に議論されるため、以下は、あくまでも筆者が経験上整理したまでのもので、「確立したルール」とまで言える規範性はない。

(カット・オフ・デイトの原則)

- まず、パリクラブ内での債権の取扱い上、重要なのが「カット・オフ・デイトの原則」(COD ; Cut-off-date) と呼ばれるものであ

る。債務国に、各国公的部門が貸し付ける際に、当該貸付実施後、パリクラブのリスク対象となるリスクがある場合には、当該国の公的部門から新規貸付を行うことがなくなり、当該債務国への新規の資金供給が止まってしまう恐れが生じる。こうした新規公的資金の貸付の停止を回避するため、債務国がパリクラブのリスク合意を行った場合に、リスク対象債権の範囲について、リスク合意日の直近の特定の日より前の債権として固定し、当該日以降に貸し付けた新規貸付については、パリクラブのリスク対象から原則として除外するという優先的な取り扱いを行うとのルールが「カット・オフ・デイトの原則」である。こうしたカット・オフ・デイトは将来にわたって変更しないことが原則とされている。

（こうしたところに、先進諸国のリスクに加え、新規資金でも協力しなければならないとの苦勞が現れている。）

もっとも、我が国としては、削減リスクを行った債務国に対しては、以後、原則として、新たな公的貸付の供与を停止することとしているので、同原則は、実質的には、削減を伴わないリスクを行った債務国において重要となる。

なお、対象債務国の対外支払能力から見て、COD 前債権のリスクのみでは、なお対外収支不足が解消しない場合には、例外的に、COD 後債権についても数年程度の短期の支払延期（「デファール」）と通称している）を認めることもある。

（ODA 債権と非 ODA 債権）

- 債権国から債務国へ貸し付けられている資金には、政府開発援助（ODA）に分類されるものと、非 ODA に分類されるものの 2 種類がある。（注 3）貸付条件は、当然ながら、ODA の方がより譲許性が高い（＝金利がより低く償還期間がより長い）ので、債務国に

有利な貸付となっている。したがって、リスクに際して、まず、譲許性の低い非 ODA 債権を扱い、次いで譲許性の高い ODA 債権を扱うことが多い。（現在割引価値ベースで 67 %削減であるナポリ・ターム以上の取り扱いを行う際には、非 ODA 債権のみの削減を行うこととし、市場金利に比べてより低い譲許的な金利で繰延べが行われるため、現在割引価値ベースで削減効果を伴う ODA 債権については、パリクラブにおける努力としては、40年の長期間の繰延べ（うち据置16年）を市場金利より低い金利で行うところまでとなっている。）

（既リスク債権と未リスク債権）

- 「既リスク債権」は、既にこれまでパリクラブで一度以上リスク対象となった債権であり、「未リスク債権」はこれまで一度もパリクラブでのリスク合意の対象となっていない債権である。パリクラブでは、まず、未リスク債権を対象とし、それでも対外収支不足が埋まらない場合に、既に一度リスクを行った既リスク債権を対象とすることとしており、既リスク債権が未リスク債権より債権回収上優先する取り扱いを行う。

何度もパリクラブリスクを行っている債務国の場合で複数のパリクラブ合意が生きており、複数の既リスク債権が存在する場合には、古い既リスク債権から先に取り扱い、新しい既リスク債権はその後に取り扱う。

（繰延金利）

- パリクラブの債権をリスクした場合には、リスク後の新たな元本から発生する金利、いわゆる繰延金利（moratorium interest）が発生するが、対外収支不足がさらに埋まらない場合には、通常 1 年から 3 年程度のリスク期間中、この繰延金利の全部ないし一定部分を元本に加える（いわゆる「元加」）ことに

より、対外収支不足のさらなる解消を図ることもある。

（短期債権）

- 短期債権（貸付期間が1年未満の債権）は、しばしば貿易保険債権に見られるが、パリクラブでは、通常、リスク対象にしないこととしている。これは、短期の貿易債権をリスク対象とした場合、債務国が国際貿易に参加することを逆に阻害する結果となることを避けるためである。もっとも、債務国の対外資金不足が解消しない場合、上記 COD 後債権と同様、短期間の支払延期を認めることもある。

（延滞、遅延損害金）

- 債務国はその対外的な支払能力に何らかの問題が生じたために、IMF とプログラムを合意してハードカレンシーの融資を受け、パリクラブにリスクを求めるのであり、したがって、パリクラブ債権者に対して、支払期日通りの支払いが行えず、延滞や遅滞に伴って発生するペナルティー相当の利子である遅延損害金（late interest）が発生していることが多い。こうした延滞、特にそのペナルティーである遅延損害金は、基本的には、リスクの対象とせず、リスク合意時までには支払うことを求める。というのも、延滞、遅延損害金を対象とすれば、その分、債務国にはパリクラブ債権国に支払わなくともその分リスクの対象となってしまうとのモラルハザードが発生してしまうからである。これは、当該債務国のみならず、真剣に期日通りの支払いを行っている他のまじめな債務国にも悪影響を及ぼす。したがって、仮に、債務国の支払能力に問題があり直ちに延滞を支払えず、延滞を例外的にリスク対象とする場合でも、最低限、延滞（COD 後）や遅延損害金は支払わせるとの方策が取られる。

- 以上を整理すると、パリクラブにおける債権取り扱いの順番は、
 - ・まず、COD 前未リスク債権を扱う。その中では、通常、非 ODA を先、ODA を後に取り扱うことが多い。
 - ・次いで、COD 前既リスク債権を取り扱う。
 - ・以上でも対外収支不足が埋まらない場合には、繰延金利の元加や、例外的に、COD 後債権のデファールを行う。

- もっとも、債務国のデフォルトの要因が、流動性の問題のみである場合には、COD 前未リスク債権と COD 前既リスク債権の取扱いまでで、対外収支不足が解消してしまうことも多く、場合により、COD 後債権のデファールも加わる程度がせいぜいである。

他方、重債務貧困国（HIPC、後述）においては、完了ポイントに到達する前の第1段階のナポリタムでのフローの67%削減リスク、決定ポイントのケルンタムでのフローの90%削減リスクにおいては、上記の COD 前債権や COD 後債権の取扱いのみにとどまらず、それ以上の範囲の延滞や遅延損害金との債権まで対象とすることが多いが、その場合でも、延滞に伴う遅延損害金については債務国のモラルハザードを回避するため、何らかの支払いは最低限求めることが通常である。

- 具体的なパリクラブのリスク対象債権の確定に当たっては、債務国の対外収支が過不足なくゼロとなるようにパリクラブ債権をリスクしている。

具体的には、まず、IMF プログラム期間中に予想される経常収支、資本収支の見通しから、対外支払い部分と一定の外貨準備（通常輸入の3か月程度相当）を除いた残りの対外公的債務支払可能額と、実際のパリクラブへの要支払額を比較する。次に、この対外公的債務支払可能額から優先債権である国際金

融機関向けの支払いを差し引き、残りの支払可能額とパリクラブへのリスク後の支払いが一致するよう、リスク対象債権額をファインチューニングしていく。その際、優先返済権を認めている国際金融機関の債権を除き、パリクラブ債権以外にもコンパラビリティ原則によりパリクラブ債権と同等のリスクを行ったとして計算する。なお、対外収支がゼロを超えて黒字となる状況（＝いわゆる「オーバー・ファイナンス」と呼ばれる）となるまでの協力は勿論行わない。（こうした債務再編に当たってキャッシュフローのファインチューニングを行うとの点では、産業再生機構の支援基準の一つに、債権買取決定見込日から3年以内に、有利子負債対キャッシュフロー比率が10倍以内との財務健全化基準を満たす点があるのと、その発想は同じである。）

（表7）パリクラブにおける要リスク額算出のイメージ

・土純貿易収支
・土純サービス収支（除対外債務の利払い）
⇒経常収支（除対外債務利払い）の算出
・+公的部門からの資金流入（資本流入、資金移転、中長期ローン）
・+民間部門からの資金流入
⇒資本収支（除対外債務の元本支払い）の算出
・▲外貨準備
・誤差脱漏
⇒対外債務への支払可能額の算出
・▲国際金融機関への支払い
⇒パリクラブ他の債権者への支払可能額
⇒パリクラブ他の債権者への実際の要支払額と比較し、支払可能額と一致するようリスク対象債権を確定

★ 債務国の経済発展に応じた債務再編の条件設定

○ パリクラブは、債務国の経済発展の状況に応じて、標準的な債務再編の条件（ターム）を設定している。それには、大きく、

① 削減を伴わない単なる繰延べターム

② 削減を伴う削減ターム

の2つが存在している。

現在、使用されているタームには、①にはクラシック・ターム、ヒューストン・タームの2つ、②には、ナポリ・ターム、ケルン・タームの2つが存在している。ヒューストン以降のタームは、いずれも、当該タームが決定された先進国G7サミットの開催地の都市名が慣行として冠されているものである。

各々のタームの具体的な債務再編の内容は、次の通りとなっている。

① 削減を伴わない単なる繰延べターム

・クラシック・ターム IMFプログラムを締結し、リスクが必要とされた債務国に対し、IMFプログラム期間中の支払いについて、原則として10年（うち据置5年）の繰延べを行うターム。これまで57債務国に対し本タームを適用。

・ヒューストン・ターム 1990年に導入。一人当たりのGDPが低いこと（2,995ドル未満）、債務が重いこと（債務GDP比率50%以上、債務輸出比率275%以上、輸出債務支払比率30%以上の3つのうち2つの基準を充足）、民間債務の少なくとも150%の公的債務残高を有することの3つの基準のうち少なくとも2つを満たす債務国に対し、IMFプログラム期間中の支払いについて、原則としてODAは20年（うち据置10年）、非ODAは15年（うち据置3年前後）の繰延べを行うターム。これまで19債務国に対し本タームを適用。

② 削減を伴う削減ターム

・ナポリ・ターム 1994年に導入。債務比率が高いこと、世銀のIDAオンリー国であること、一人当たりGDPが755ユーロ以下である債務国に対し、IMFプログラム

期間中の支払いについて、ODA は40年（うち据置16年）で繰延べ、非 ODA は現在割引価値で67%の削減（元本削減方式では残存債権は23年（うち据置6年）、金利削減方式では、市場金利より削減された金利で対象債権全額を33年（うち据置なし）繰延べ）を行うターム。これまで34債務国に対し本タームを適用。なお、本ナポリ・タームから、IMF と3年以上の良好なトラックレコードを有する国については、ケース・バイ・ケースでストックベースでの非 ODA 債権の削減（IMF プログラム期間中の支払いのみを対象とするのではなく、ある時点での債務残高全体を対象債権とした削減）との取扱いも可能とした。

・**ケルン・ターム** 1999年に導入。重債務貧困国（Hipcs）とされた37か国（アフリカ諸国が中心。債務が持続的と判断された国などを含めれば41か国。）を対象とし、非 ODA 債権について90%ないしそれ以上のストックベースの債務削減を行うターム（ODA については、ナポリ・タームと同様、40年（うち据置16年）での繰延べを実施）。これにより、債務輸出比率を150%以内（経済開放度の高い国については債務歳入比率を250%以内）として、債務持続性を回復させるものである。なお、Hipcs については、パリクラブ債権国の多くの国が、ケルンタームによるパリクラブでの非 ODA 債権90%削減との共通の貢献を超えて、バイのボランタリーベースで、ODA 債権を中心として100%の削減を実施している。

- なお、上記の非 ODA の削減タームでの削減は、すべて現在割引価値（NPV； Net Present Value）での削減率を意味している。すなわち、対象債権を一定の所要の期間に再

展開し、再展開された元本、金利の支払いとのキャッシュフローを各通貨の「適切な市場金利」（AMR； appropriate market interest rate。通常、国債金利+100bp の CIRR（Commercial Interest Reference Rates）が使用される。）で割り戻した際に、現時点での名目債権額に比べて、所定の削減効果が生じているとのものである。

パリクラブにおいては、現在割引価値ペー

（表8）最近のパリクラブのリスケ合意の概要

年	対象国	ターム
2002年	1月 タンザニア	ケルン（Hipcs・CP）
	3月 ルワンダ	ケルン（Hipcs・DP）
	3月 キルギスタン	ヒューストン
	4月 象牙海岸	リヨン
	4月 インドネシア	ヒューストン
	4月 エチオピア	ケルン（Hipcs・DP）
	5月 ガーナ	ケルン（Hipcs・DP）
	6月 ブルキナ・ファソ	ケルン（Hipcs・CP）
	7月 モーリタニア	ケルン（Hipcs・CP）
	7月 シエラ・レオネ	ケルン（Hipcs・DP）
	7月 ヨルダン	ヒューストン
	9月 ザンビア	ケルン（Hipcs・DP）
2003年	9月 コンゴ民主共和国	ナポリ（Hipcs 第1段階）
	12月 ニカラグア	ケルン（Hipcs・DP）
	1月 ガンビア	ケルン（Hipcs・DP）
	3月 マリ	ケルン（Hipcs・CP）
	4月 ベニン	ケルン（Hipcs・CP）
	6月 エクアドル	ヒューストン
	11月 コンゴ民主共和国	ケルン（Hipcs・DP）
	2004年 1月 ガイアナ	ケルン（Hipcs・CP）
	1月 ケニア	ヒューストン
	3月 ニカラグア	ケルン（Hipcs・CP）
	3月 ブルンジ	ナポリ（Hipcs 第1段階）
2004年	4月 ホンジュラス	ケルン（Hipcs・DP）
	4月 ドミニカ共和国	クラシック
	5月 ニジェール	ケルン（Hipcs・CP）
	5月 エチオピア	ケルン（Hipcs・CP）
	6月 セネガル	ケルン（Hipcs・CP）
	6月 ガボン	クラシック
	7月 グルジア	ヒューストン
	7月 ガーナ	ケルン（Hipcs・CP）
	11月 マダガスカル	ケルン（Hipcs・CP）
	11月 イラク	アド・ホック
	12月 コンゴ	ナポリ（Hipcs 第1段階）
2005年	3月 キルギス共和国	アド・ホック

（出典）パリクラブ・ホームページ

スでの所要の削減率を達成する具体的な方法として、

- ・直ちに元本を当該削減率分削減し、残りを市場金利で所要年数の再展開を行う（＝繰り延べを行う）との方法（元本削減方式；DR；Debt reduction）
- ・名目債権全体を所要の期間に再展開し、その再展開された元本に付する金利（＝繰延金利）を市場金利より低くすることで、所

要の現在割引価値での削減を得るとの方法（金利削減方式；DSR；Debt service reduction）

の2つの方法が認められている。どちらの方策を選択するかは、各債権国に委ねられている。こうした点にも、各債権国の法制度や予算制度が異なる中で、同一の債務削減の効果をしようとするパリクラブのプラグマティックなアプローチが見受けられる。

コーヒー・ブレイク④ 国際会議と時差

○ ベルシー（フランス経済財政産業省の通称。ベルシー地区にあるため。）の常設会議場の1階フロアには、パリの他に、ニューヨークと東京の3つの時間がデジタル赤横文字の時計で表示してある。日本からであれば、アジアでの国際会議を別とすれば、欧米での国際会議出席には、常に時差が付き物である。もっとも、パリでの会議では、米加の出席者にも時差が逆にかかってくる。（最も時間をかけて参加しているのは豪である。）

○ この時差の体調に与える影響は次のようであるらしい。パリ時間の午前中は、日本からの出席者は、日本時間では夕刻に入っており元気がある一方で、米加からの出張者は、往々にして、徹夜で飛行機で飛んできて、そのまま会議に出ているので、午前中は気のせいかな静か。これに対し、午後のラウンドに入ってくると、日本の出張者は日本時間で深夜になって睡魔に襲われる(?)一方、米加の出張者が元気になってくる。

一番得なのは、欧州内のお出張者である。実際に、ロンドンーパリ間は約350キロと東京ー名古屋とはほぼ同一の距離でユーロスターで約2時間半、ブラッセルーパリ間は、仏新幹線である「タリス」でわずか1時間20分である。日本の感覚で言えば、国内出

張である。

○ もっとも、日本からも、12時間の直行便でパリに到着できる時代となった。パリクラブの参加者も、国際携帯電話や電子メールを日常的に使用しており、重要な案件については、本国との連絡、相談に余念がない。さらに、パリクラブの発出したプレスリリースは、直ちにインターネット上のニュース速報で世界中を駆けめぐり、世界は実に小さくなったと実感する時である。国際会議や国際交渉の姿は、情報通信技術の変化により大きく変化している。（ちなみに、約140年前の1867年のパリ万国博覧会に、徳川幕府を代表して出席するために、日本からパリを訪問した徳川昭武一行（同一行には、後に明治初期に大蔵省に短期間勤務したこともある渋沢栄一が同行していた）が、日本の横浜港をフランス船で出発したのが1867年2月15日、マルセイユ到着が同年4月3日、パリ到着が4月11日である。）

○ なお、パリクラブと時間について言えば、パリクラブの各債権国によって、「〇〇時開始」としたときの実質的な開始時間の認識が異なることが面白い。例えば、パリ時間の「〇〇時開始」は、おおむね「〇〇

時+15分から最大30分後」を意味している（少なくとも筆者はそう理解している。ある意味でアバウト、ある意味で鷹揚である。）

る。）のに対し、アングロサクソンの国では、「〇〇時開始」は「〇〇時きっかり開始」とのことであるらしい。

8 どのように近年の課題に対応しているのか

★ 重債務貧困国の債務持続性への対応＝「拡大 Hipcs イニシャティブ」の導入（1999年）

○ ここまで、議論を簡単にするために、債務国の対外支払能力の問題は、基本的に流動性の問題、一時的な外貨不足の問題であることを前提に説明を行ってきた。他方、企業の場合でも、資産は健全であるが、流動性が問題となって金融機関への支払いが滞っている場合の他に、そもそも資産の健全性が問題となり、債務超過に陥っているという事態もある。主権国家である債務国においても、同様に、単なる「流動性の問題」ではなく、そもそも、その「債務の持続性の問題」ということがあるのではないかということが、1980年代末頃から、徐々にクローズアップされてきた。こうした問題意識は、同じ債務国で繰り返し債務問題が発生し、幾度となく IMF プログラムを作成し、パリクラブにリスクにやっつくことがあることも背景になっている。（注4）言い換えれば、国内の企業と同様、国も（その存在はなくなるもの、事実上）破産することがあるのではないか、との問題意識が生じてきたのである。

こうした債務の持続性が問題となっている債務国については、単にリスクを行っただけでは、早晩、再度対外支払能力の問題が発生する。これを避けるためには、対外支払能力の流動性のみへの対応ではなく、債務支払いを持続させ得るレベルまで債務水準を引き下げることが必要ではないか、との見方が生じてきた。

○ こうした流れの中で、まず、1994年のナポリ・タームにおいて、ストック・リスクが導入された。これは、単に IMF プログラム期間に期日到来する債務を削減するのみではなく、ストックベースで債務国の債務を削減する方策である。これにより、併せて、パリクラブからの卒業を企図している。

さらに、1996年リヨン・サミットにおいて、重債務貧困国（Hipcs； Heavily indebted poor countries）に対し、ストックベースで80%の削減を行うこと（Hipcs イニシャティブ）、次いで1999年のケルン・サミットで、さらに90%（場合により90%超）の削減を行うタームが導入された。これが、「**拡大 Hipcs イニシャティブ**」と呼称されるタームである。

拡大 Hipcs イニシャティブは、ナポリタームまでの通常の債務再編では債務の返済が持続しないこと、IMF との良好なトラックレコードを蓄積していること、債務国自身の手による貧困削減戦略ペーパーを作成することを条件として、90%超との高い水準の削減を行うとともに、前述のとおり、他の債権者に対して優先返済権が認められている国際金融機関についても、他の債権者と同等の一定の貢献を行うこととされている。こうした将来的な債務の持続性を判定するに当たっては、債務持続性分析（DSA； Debt Sustainability Analysis）が参照されることとされ、なかでも、債務輸出比率という債務残高の輸出に対する推移を示す指標に着目し、当該債務国の将来的な債務持続性について判断することとなっている。（拡大 Hipcs イニシャティブにおいては、完了ポイント後の債

務輸出比率を150%以下とすることにより、債務持続性を回復することとされている。)

現時点で、Hipcs37か国中、27か国(うち23か国がアフリカ諸国)が同拡大 Hipcs イニシアティブの中間段階である決定ポイントに到達し、うち同イニシアティブの最終段階の完了ポイントには18か国が到達している。

- こうした拡大 Hipcs イニシアティブの導入を受けて、パリクラブにおける Hipcs についてのリスクは、IMF 理事会・世銀理事会による Hipcs の決定ポイント、完了ポイントへの到達の承認とリンクしてパリクラブとしての所要の措置を実施している。(表9) 参照)

(表9) 拡大 Hipcs イニシアティブ下でのパリクラブによる措置

- 第一段階のリスク (原則 3 年)
 - ・ナポリターム (67%) でのフローの削減リスク (IMF プログラム期間中の支払分のみを対象債権とする削減リスク) の供与
- 決定ポイント (DP; Decision Point) のリスク (← IMF・世銀理事会での DP 承認後)
 - ・ケルンターム (90%) でのフローの削減リスク (IMF プログラム期間中の支払分のみを対象債権とする削減リスク) の供与
- 完了ポイント (CP; Completion Point) のリスク (← IMF・世銀理事会での CP 承認後、達成時期はフローティング)
 - ・90%以上のストックベースでの削減リスクの供与
 - ・これにより、債務輸出比率150%以内(経済開放度の高い国は債務歳入比率250%以内)を実現

★「エビアン・アプローチ」の導入(2003年)

- 近年における国際的な債務問題のもう一つの課題として、自ら国際的な金融市場から対

外債券の発行により資金調達できる債務国であるため、民間からの対外債券による債務が多くあり、パリクラブからの債務があるとしても、当該債務国の債務全体に占めるパリクラブのシェアが低いという債務国への対応がある。こうした債務国としては、特に低中所得国が多い。

- こうした対外債券による債務問題への対応として、まず、国内の裁判所における法的な債務再編プロセスを対外公的債務についても実施しようとの IMF による「公的債務再編メカニズム」(SDRM; Sovereign debt restructuring mechanism) が提案された。同提案は、2003年春の IMF 国際通貨金融委員会において、現時点でその実施に向け前進することは可能ではないとされた。

こうした法的なアプローチに対し、対外債券に「集団行動条項」(CACs; Collective action clauses) を付するという現実的なアプローチが市場関係者などから提唱された。これは予め、債券発行の条件として、多数にわたる債権者の一定数をもって債権者代表と見なすなどの条項を導入し、その再編が必要となった場合に債権者の意思統一を促進しようとするものである。2003年のメキシコ国債をはじめとして、ブラジル、韓国などに本条項が、既に導入されている。

- こうした低中所得国の債務問題に関連して、パリクラブとしても、2003年10月に「エビアン・アプローチ」として、非 Hipcs 諸国について、債務国の債務持続性により着目し、債務持続性分析をより重視しながら、各々の国の状況により応じたテイラーメイドの対応を行うとのアプローチを導入したところである(「エビアン」は2003年6月に首脳サミットが開催されたスイス国境近くのフランスの街の名である)。このアプローチの下では、

債務持続可能と判断された国には既存のリスク・タームを基礎とした措置が適用されるが、債務持続不可能と判断された国は、所要のプロセスを経るなどして、包括的な債務救済措置を適用し得ることとなった。(エビアン・

アプローチの詳細は、パリクラブホームページに掲載されている2003年10月29日付パリクラブのプレスリリースを参照されたい。)

(以 上)

コービー・ブレイク⑤ 「5メートルの距離」の重み

- パリクラブのリスケ会合時においては、リスケ会合時の冒頭の債務国からのリスケの要請内容を説明する際と、リスケ合意後の最後の合意議事録に署名をするときの2回、債務国側の財務大臣と、短時間、会場で席を同じくすることとなる。この3年間で約30回のリスケ交渉があったので、約30人の財務大臣を目にしたことになる。会議場での日本代表団と債務国の財務大臣との距離は、約5メートル程度である(ちなみにパリクラブ会場での席順は、フランス語での国名のアルファベット順に時計の反対周りに着席する。日本は、おおむね真ん中で左隣は伊、右隣はノルウェーである)。30人の中には、老練な政治家タイプ、明らかに先進国に留学しており、なお若く能吏そうなタイプ、発言も情熱的なタイプ、淡々と説明していくタイプ、国を背負っているとの気迫が現れるタイプ、大統領が実権をなお握っているのか大人しそうなタイプ……と様々なキャラクターの大臣と居合わせた。
- 幸いなことに、日本はこれまで一度もこの債務者側の席に座ったことはない。それどころか、現在では、世界最大の債権国として、他のパリクラブ参加者からも注目されるパリクラブ内でも強いポジションにある。しかし、こうした幸せなポジションにいたるのは、過去を振り返ってみれば、ごく最近のことではない。日本が恒常的に純債権国に転じたのは昭和40年代半ばとされ、

わずかここ30年程度のことでしかない(第一次大戦後も一時的には純債権国となったことがある)。

ここで、対外債務を有していた頃の「債務国日本」の対外債務返済状況がどうだったのか、定期刊行物などから集めた情報を、断片的にはなるが、ここで紹介してみたい。

明治維新後の日本の新政府が最初の国債を発行したのは、国内ではなく、1870年4月にロンドンで発行したポンド建国債である。関税収入などを担保に年利9%で100万ポンドを13年間借り入れたが、その発行条件は半植民地的条件であり、発行金利は、当時のホンジュラス、トルコよりは低かったが、エジプト、ルーマニアを上回っていたという。新政府は、同国債を当初の約定通り満期の1882年に完済した。(注1)

次いで、ちょうど100年前の日露戦争時の膨大な戦費調達で、高橋是清日銀副総裁により、欧米市場における外債発行により苦労しながらも成功裏に行われた。(注2)これ以降も、日本は「外債の元利払いを一度も怠らなかった。太平洋戦争の敗戦後も、戦前発行の外債を一切デフォルトせず完済した。」(注3)

第2次大戦後の経済復興期には、世界銀行から、1953年の関西電力火力発電施設の建設のための資金を皮切りに、1966年の第6次日本道路公団借款に至るまで、31件、総額で8.6億ドルの借り入れを行った。同借款をすべて返済したのは、実にわずか15年前の1990年のことである。(注4)

また、第2次大戦後の1959年から1968年の6回にわたり、国内の貯蓄不足を補うため、総額で約570億円のドル、マルク、スイス・フラン建ての中長期の外貨建國債を発行したこともある。(負担会計は産業投資特別会計。1973年までに、当初約定通り、すべて償還した。)

これらを振り返ると、明治維新以来の約140年の間、日本は、対外債務の返済を行ってきた時期がかなりの期間を占めていたことがよくわかるが、その間、一度も当初約定通りの返済を怠ることがなかったとの素晴らしいトラックレコードを有していた。

- パリクラブにおける債務国とのこの「5メートルの距離」は、実はこの物理的な距離では想像できないほど大きなものではないだろうか。借り入れするということは、言い換えれば、将来まで長期間に及ぶ債務返済にコミットすることであり、借入金利以上の経済成長を持続することが必要で、そのためには、将来に向けてのビジョン、政権の安定性、行政的な手腕なども必要とされてくる。対外債務を返済するとの「信用」は、ある日突然できあがるものではなく、こうした長い期間のトラックレコード

を通じて積み上げられるものなのである。

日本の先達が、パリクラブ会議場の5メートル先の反対側に座らなくてよいよう、「借りた金は返す」という自負を持ち、長年にわたり、努めてきてくれたというのは、今の日本人にとって、実にありがたく、頭の下がることである。対外債務支払いに困難を来してパリクラブにリスケを要請した約30か国を目の当たりにして、日本の行政の一端を担うものとして、この「5メートルの距離」の重みを日々決して忘れることなく、先人の獲得してくれた日本の高い「信用」を将来にもわたって維持する責任をつくづく感じる今日この頃である。

(注1) 「第1回ポンド建て日本国債の信用力」(富田俊基、「国際金融」1122号(16.3.15号)) 9頁

(注2) 「明治憲法下の財政制度(5)」(松元崇、「ファイナンス」2004年8月号、28頁。

(注3) 「日銀倫敦事務所100年」(吉國眞一、「国際金融」1126号(16.6.1号) 33頁)

(注4) 「日本が世界銀行からの最大の借入国だった頃」(寺井順一、「ファイナンス」2004年2月号、84頁)

(注1) イラクについては、国際社会から長らく疎縁され、遅延損害金が債務残高の約半分にも上るとの特殊性から、「緊急紛争後アレンジメント」(EPCA) 下において、パリクラブ債権の3割をまず削減し、その後のSBA合意時に3割、SBA完了時に2割を削減することで合意された。

アジア津波被災国に対するパリクラブとしての対応は、債務国の債務支払能力に構造的問題が生じたことに対応するためのリスケではなく、被災国がその災害復興について機動的な財政支出を可能とするための一時的な支払猶予(モラ

トリウム) に過ぎないため、同猶予に当たって、パリクラブとして、IMFプログラムの合意を求めている。

(注2) IMF自身に延滞を発生させている債務国も少数であるが存在している(スーダンなど)。こうした債務国は、IMFに対する延滞を解消する方策をまず考えないとその後の債務問題についての議論の進展は見込めない。

(注3) グラントエレメントで25%以上がODA、それ以外は非ODAと区分されている。

(注4) IMFホームページでは、最貧国が重い債

務問題に直面した背景として、1970年代、80年代の石油ショック、高金利、先進諸国の景気後退、コモディティ価格の低下といった世界的な出来事の他、債務国側の国内要因（所得以上の生活を行ったこと、高い輸入、財政赤字、公的セクターの貧困なマネジメント、悪天候、内戦、経済政策やガバナンスの弱さなど）により、外的ショックへのクッションを持ち合わせていなかった点を指摘している。（“The Logic of Debt Relief for the Poorest Countries”）

（参考文献）～さらにパリクラブについて学びたい人に～

- ・パリクラブ・ホームページ (<http://www.clubdeparis.org>)
- ・「パリクラブ」松井謙一郎、財経詳報社、1996年
- ・「我が国のODAと国際的な援助潮流―特に国際金融の視点から―」中尾武彦、ファイナンス（大蔵財務協会）、2005年1月号、3月号
- ・IMF・ホームページ (<http://www.imf.org/>)
- ・「メガ・バンク危機とIMF経済政策」白井早百合、角川書店、2002年
- ・「アジア通貨危機とIMF」荒巻健二、日本経済評論社、1999年
- ・「IMFと世界銀行」大野健一・泉、日本評論社、1993年
- ・「入門国際収支」日本銀行国際収支研究会著、東洋経済新報社、2000年
- ・「テキストブック開発経済学 新版」ジェトロ・アジア経済研究所編、有斐閣、2004年
- ・「入門開発金融―理論と実践」奥田英信、黒柳雅明、日本評論社、1998年
- ・「図説アフリカ経済」平野克己、日本評論社、2002年
- ・“Debt Sustainability in Low - Income Countries-Towards a Forward-Looking Strategy”, IMF, May 23, 2003
- ・“Proposals for a Sovereign Debt Restructuring Mechanism (SDRM) ; A Fact-sheet”, IMF, January 2003
- ・“Guidelines on Conditionality”, IMF, September 25, 2002
- ・“Involving the Private Sector in the Resolution of Financial Crises-The Treatment of the Claims of Private Sector and Paris Club Creditors - Preliminary Considerations”, IMF, December 13, 2001
- ・“From Tronto Terms to the HIPC Initiative ; A Brief History of Debt Relief for Low-Income Countries”, IMF, WP/99/142, October 1999
- ・“Modifications to the Heavily Indebted Poor Countries Initiative”, IMF, 99/76, July 23, 1999
- ・“Debt Relief for Low-Income Countries and the HIPC Initiative”, IMF, WP/97/24, March 1997

（以 上）